

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

宇治市職員の特殊勤務手当の見直しについて（提起）

宇治市職員の特殊勤務手当の見直しについては、平成 21 年 1 月 26 日付、20 宇市人第 753 号にて「特殊勤務手当全般について、今日の市民感覚を踏まえ、見直しするものとし、具体的な内容については速やかに提起する。」と貴組合に提起をしていたが、見直しの方向性について下記のとおり提起する。

記

1 特殊勤務手当見直しの考え方

特殊勤務手当は、その支給対象となる業務が、著しく危険、不快、不健康または困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、その業務の特殊性に応じて支給する手当である。

宇治市職員の特殊勤務手当は、条例および条例施行細則によって支給対象業務および支給額並びに支給方法を規定しているが、前回全体の見直しを行った平成 8 年度以降の社会経済情勢の変遷等により、人事給与制度検討委員会や市議会等においても見直しすべきであるとの厳しい指摘がされているところである。

こうしたことから、今回の見直しにあたっては、これまで困難性を伴う業務であると認めてきた業務であっても、今日的に見て市民理解を得られるか、手当を支給するほど困難な業務であるかなどにも着目しながら、手当支給の趣旨に適合している業務についてのみ特殊勤務手当を支給することとし、その方向性について本市の考え方を示すものである。

2 特殊勤務手当の見直しの方向性

別紙のとおりとする。

3 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日とする。

別紙

特殊勤務手当の見直しの方向性について

1 廃止の方向で見直しを図るもの

(1) 市税徴収等に従事する職員の特殊勤務手当

- ・市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育所保育料の徴収手当（庁外徴収・差押執行による手当を含む）
- ・市税、国民健康保険料、介護保険料及び保育所保育料の賦課手当

(2) 火葬場に勤務する職員の特殊勤務手当

(3) 変則勤務手当

(4) 水道料金徴収手当

(5) 水道メーター検針手当

2 支給内容（支給対象業務、支給水準等）の見直しを図るもの

(1) ごみの収集作業等に従事する職員の特殊勤務手当

(2) 社会福祉主事の特殊勤務手当

(3) 常時屋外において直接労務を行う職員に対する特殊勤務手当

(4) 消防職員の特殊勤務手当

3 その他

特殊勤務手当全般において、その名称の整理を図る